防衛省職員及び退職者の皆様へ

防衛省 団体扱火災保険

保険料のお見積り・



※詳細は裏面【本チラシ記載 事項について】をご覧くだ







火災



火災、落雷、 破裂•爆発

風災、雹災、雪災





地震で家が倒壊した



日常災害

水濡れ







※マンションタイプは補償の有無をご選択いただけます。









労働争議等に伴う





破損等

火災	風災・電災・ 雪災	水災	水濡れ
0	0	© *	

◎:必ずセットされる補償です。

日常災害

建物外部からの

物体の衝突等

〇:補償の有無をご選択いただけます。

地震

0

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

防衛省共済組合

盗難

▼持ち家にお住まいの皆様

お住まいに関する事故は、火災以外にもあることをご存知ですか?

大災保険 火災、落雷、破裂・爆発 4% 破損等 19% 盗難・ 水濡れ等 23% **2018-2022年度住まいの保険(充実タイプ)事故件数割合

火災保険では、火災だけでなく自然災害(風災、 雹災、雪災、水災)による損害も補償されます。

地震保険(原則自動セット)

※火災保険では地震・噴火また はこれらによる津波を原因と する損害は補償されません (地震火災費用保険金をお支 払いする場合があります。)。 これらの損害に備えるには地 震保険のご契約が必要です。 (原則自動セット)

損害程度	お支払いする保険金の額				
全損	損地震保険	100%【時価が限度】			
大半損		60%【時価の60%が限度】			
小半損		30%【時価の30%が限度】			
一部損		5%【時価の5%が限度】			

※実際の修理費ではなく、地震保険金額の-定割合を保険金としてお支払いします。

▼官舎にお住まいの皆様

大切な「家財」の補償、 お忘れではありませ んか?



家財道具の補償も 可能です。



万一、不注意で失火して、官舎を燃やして しまったらどうされますか?



借家人賠償責任・修理費用補償特約で補償 できます。

防衛省団体扱火災保険のポイント

- ●地震保険で、万一の地震、噴火またはこれらによる津波の場合も補償
- ②大口団体扱割引等適用により、一般契約より約15%割安
- ❸借家人賠償責任・修理費用補償特約で、官舎損壊の賠償への備え
- △家財道具の単独補償も可能

事故時の安心ポイント

手厚い保険金を素早くお支払い!

●修理費(③の費用)だけでなく、修理と密接に関わる費用(**①・②・④**の費用)も損害保険金としてまとめてお支払いします。

台風が発生した場合の修理プロセス(例)



被害の範囲を確認

出費(例)

① 損害範囲確定費用 25,000円 2 仮修理費用 55.000円 3修理費 360,000円

登 4 残存物取片づけ費用 円 + 60,000円

用 = <u>500,000円</u> 修理費以外にも、 こんなに費用が かかるのか!

*1 火災保険お客様アンケート結果 2022年度累計

お客様満足度

事故が起きると修理費(②の費用)だけでなく、修理と密接に関わる費用(①・②・③の費用)が発生します。トータルアシスト住まいの保険では、修理費と修理と密接に関わる費用を損害保険金としてまとめてお支払いすることで、手厚い保険金のお支払いを実現します。またお支払い時の複雑な計算を不要とし、迅速なお支払いにもつなげています。

●修理費(3の費用)は「復旧に必要な修理費」をお支払いします。

損害を受けた部分を修理し、復旧するために、直接損害を受けていない部分にも費用を必要と する場合があります。そのような費用も損害保険金としてお支払いします。 例

損害を受けたバスタブの交換のために、損害を受けていない 配管も交換する必要があるケース



【本チラシ記載事項について】

●約15%割安は次のとおり大口団体扱割引等を連算しております。

分割払の場合:1-{(1-大口団体扱割引·10%)×(1-一般契約分割割増分·約5%)} 一時払の場合:1-{(1-大口団体扱割引·10%)×(1-団体扱一時払割引分·5%)}

- ●大口団体扱割引10%は2025年3月1日から2026年2月28日までの保険期間の始期日の契約に適用されます。割引率は毎年の団体の契約件数により見直しされます。
- ●大□団体扱割引10%ならびに団体扱一時払の5%割引は地震保険には適用されません。また、地震保険は住まいの保険と合わせてご契約いただきます。
- ●約15%割安は保険期間が1年の場合に限ります。
- ●約15%割安は建物を保険の対象とする場合、一部異なる場合があります。詳細は代理店までお問い合わせください。
- ●残高不足等により2ヶ月続けて口座振替不能が発生した場合等には、団体扱・集団扱特約が失効し、残りの保険料を一括してお支払いいただくことがございます。
- ●このチラシは団体扱火災保険の概要を記載したものです。「トータルアシスト住まいの保険」は住まいの保険および地震保険のペットネームです。ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。団体扱の対象となる方の範囲やご不明な点等がある場合は、下記ご連絡先までお問い合わせください。

お問い合せは

東京海上日動火災保険株式会社 公務第一部公務第二課

0120-789-139

(受付時間:平日9:00~17:00)